

## 規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律
規制の名称	法人等による寄附の不当な勧誘を防止するための規制の新設
規制の区分	新設
担当部局	消費者庁消費者制度課
評価実施時期	令和4年11月
規制の目的、内容及び必要性	<p>法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講ずる必要があるため、今回の法改正を行うこととしており、具体的には、以下のような各種規制の新設を行う。</p> <p><b>1 禁止行為の創設</b></p> <p>①法人等は、寄附の勧誘をするに際し、下記に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。</li> <li>・当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。</li> <li>・当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場 所において当該寄附の勧誘をすること。</li> <li>・当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。</li> <li>・当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。</li> <li>・当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。</li> </ul> <p>②法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地</li> <li>・現に当該個人が営む事業(その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。)の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第19号に規定する減価償却資産をいう。)であって、当該事業の継続に欠くことのできないもの(上に掲げるものを除く。)</li> </ul> <p><b>2 行政上の措置の創設</b></p> <p>①内閣総理大臣は、禁止行為に関する規定の施行に必要な限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができるものとする。</p> <p>②内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対し、禁止行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。</p> <p>③内閣総理大臣は、勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。</p> <p>このような規制の新設を行わない場合、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の脆弱性に付け込んだ悪質な寄附の勧誘が横行することが見込まれ、そのような被害を生じさせている悪質な法人等による勧誘行為の停止の実効性を確保することも困難となる。</p>

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の改正は、法人等による寄附の勧誘行為のうち、一定の類型を禁止し、その実効性を担保するためのものであるため、これらに伴う遵守費用は発生しない。</li> </ul> <p>【行政費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本法の施行業務に従事する専従職員を新たに置き、禁止行為に違反した事業者への行政上の措置等を行わせることを想定しているところ、これに伴う行政費用の発生が見込まれる。</li> <li>・具体的には、現在10名程度【P】の職員に行わせることを予定しているため、 413,064円(国家公務員の平均給与月額)×12か月×3年(見直しまでの時期)×10人=148,703,040円≒1億5千万円 の費用が見込まれる。</li> <li>※国家公務員の平均給与月額については、人事院公表資料令和4年国家公務員給与等実態調査(調査結果の概要)による。</li> <li>・また、新法の制定に伴い広報資料等の周知に関する資料の作成も見込まれ、一定の行政費用が想定される。</li> </ul>
直接的な効果(便益)の把握	法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることで、高額・広範に被害をもたらすことになるものを始めとして法人等による寄附の不当な勧誘の防止に資する効果が期待される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	当該規制は、法人等による不当な寄附の勧誘を規制するものであり、健全な寄附文化の醸成等に影響を与えることはないため、副次的な影響及び波及的な影響については想定されない。
費用と効果(便益)の把握	今般の規制の新設は、悪質な行為として設けられた禁止行為を行う法人等にのみ規制を課すものであり、適正に寄附の勧誘を行っている法人等に新たなコストを生じさせるものではない。また、行政側の費用については、一定程度生じるものの、規制の新設により、高額・広範に被害をもたらすことになるものを始めとして法人等による寄附の不当な勧誘の防止に資する効果が期待されることから、費用と効果の関係から検討すると規制の新設が必要不可欠であるといえる。
代替案との比較	規制の新設を行わない場合、法人等に対し、本法では禁止行為としている行為を行わないよう努力義務を課すことが考えられるが、十分な実効性を期待できず、悪質な寄附の勧誘が継続され、被害が増幅してしまうことが懸念される。したがって、採用案による規制の新設を行う必要がある。
その他の関連事項	いわゆる靈感商法(開運商法)への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていることを踏まえ、消費者庁において、令和4年8月から10月まで、靈感商法等の悪質商法への対策検討会を開催し、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を検討した。検討会において、寄附の要求等に関する規制について幅広く一般的な禁止規範を規定すべき、禁止規範に違反した場合の効果についても法制化に向けた検討を行うべきといった指摘があったことを踏まえ、講ずべき措置等について令和4年10月に報告書を取りまとめている。今回の法制定における規制の新設は、当該検討会の報告書を踏まえて立案しているものである。
事後評価の実施時期等	本改正法の施行後3年を経過した場合において、本法の施行の状況について検討を加えることとする(本法の附則においても同旨を規定する。)